



2019年10月24日

各 位

会 社 名 株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 米田 光宏
(コード番号：6551 東証第一部)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 片岡 伸一郎
(TEL. 03-3501-0279)

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指名・報酬委員会設置の目的

当社役員（執行役員を含みます。）の指名・報酬等に関する意思決定の公正性・透明性・客観性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的としております。

2. 指名・報酬委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し決定します。

[指名に関する事項]

- (1) 代表取締役及び役付取締役の選定・解職と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き
- (2) 株主総会に付議する取締役の選任及び解任議案の原案
- (3) 取締役会に付議する代表取締役、役付取締役その他経営陣（執行役員等）の選定及び解職議案
- (4) 最高経営責任者（社長）の後継者計画

[報酬に関する事項]

- (1) 代表取締役、役付取締役、取締役その他経営陣（執行役員等）の報酬等を決定するにあたっての方針と手続き
- (2) 株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- (3) 取締役その他経営陣（執行役員等）が受ける個人別の報酬等の内容（金額又はその算定方法を含む。）

3. 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。なお、常勤監査役をオブザーバーとしております。

以 上